

(第一部) 市の保有する建物に関する事務執行状況について

指 摘 事 項	措 置 内 容	措置状況
<p>建物の管理について</p> <p>〔指摘-1〕建物台帳及び公有財産表が、実際の公有建物の増減及び在在を示していない事例が多数見受けられた。</p> <p>(1) 長年にわたって、建物台帳及び公有財産表に在在として掲載されていなかった建物 (教育委員会事務局, 保健福祉局)</p> <p>(2) 平成21年度以前に取壊しを行ったが、建物台帳及び公有財産表に在在として掲載されていた建物 (保健福祉局, 教育委員会事務局, 建設局, みなと総局)</p> <p>(3) 用途廃止がなされ、「普通財産」となったにも関わらず、公有財産表上「行政財産」として掲載されている建物 (教育委員会事務局, みなと総局)</p> <p>(4) 用途変更され、「行政財産」として使用されているが、公有財産表上「普通財産」として掲載されている建物 (保健福祉局)</p> <p>(5) 実際の用途と公有財産表の財産区分が異なる建物 (みなと総局)</p> <p>(6) (財)神戸市都市整備による先行整備後、市が買戻しを行っていない建物 (教育委員会事務局)</p>	<p>1. 指摘を受けた事例については、是正を行った。</p> <p>2. 今後の再発を防止するため、</p> <p>① 異動発生都度、建物記録調書を提出し、異動処理を確実に行うこと。</p> <p>② 年度末に、台帳の一斉チェックを行うこと</p> <p>の、2点を財産所管課に周知徹底した。</p> <p>(教育委員会事務局, 保健福祉局, 建設局, みなと総局)</p>	<p>措置済</p>
<p>普通財産の貸付状況の把握・管理について</p> <p>〔指摘-2〕神戸市公有財産規則で求められている普通財産貸付台帳の記録及び保管が不十分であり、統一的・網羅的な貸付建物の管理ができるようにフォーマットの統一や管理方法の明確化を行う必要がある。 (行財政局)</p>	<p>普通財産貸付台帳の記録及び保管に関して、台帳の標準様式を添付して、財産管理課に周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>
<p>〔指摘-3〕新規契約時の貸付料の減額又は免除を決定する際に、減額又は免除前の原則的な貸付料を決裁書に記載していない事例が散見された。 (行財政局)</p>	<p>普通財産貸付台帳の記録及び保管に関する通知の中に、減免前の貸付料を決裁に記載するよう併せて周知徹底した。</p>	<p>措置済</p>

(第二部) 公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について

指 摘 事 項	措 置 内 容	措置状況
<p>指定管理者制度全般の指摘事項</p> <p>〔指摘-4〕「踏入れ方式」による利用率は、いたずらに見せかけの利用率を開示することに繋がるため、全コマ数に対する利用率を用いることにより、利用状況の実態を正確に開示すべきである。 (行財政局)</p> <p>(注)踏入れ方式：1日を「午前」「午後」「夜間」の3コマに分けて利用料金を設定しているような場合、1日に1コマでも利用があれば、その日を100%利用として利用率を計算する方式</p>	<p>指定管理者制度運用指針運用マニュアルを改正し、利用率については、単に「踏入れ方式(施設の利用日数割合に相当)」による利用率を使用するのではなく、コマ数に対する利用率を使用するなど、より利用実態に即したものとなるよう、各局に通知した。</p>	<p>措置済</p>
<p>〔指摘-5〕市は、指定管理者に対して、利用者数と料金収入の整合性を容易に検証できる資料を整備するよう指導・監督すべきである。 (行財政局)</p>	<p>指定管理者制度運用指針運用マニュアルを改正し、より詳細な項目を記載したチェックリストを定め、管理運営点検(履行確認)の強化を図るとともに、管理運営点検にあたって、日報・月報その他料金収入に関する書類及び利用者数等に照らして、使用料収入(利用料金収入)に誤りがないかを確認する必要があることから、それら確認が容易に行えるよう、指定管理者における必要な資料整備を指導するよう、各局に通知した。</p>	<p>措置済</p>
<p>〔指摘-6〕公益法人である市の外郭団体が指定管理者となった場合には、公募要領と「公益法人会計基準」の運用指針に基づき、全体収支のみならず受託事業(指定管理事業を含む)や自主事業の事業別収支を明瞭に開示あるいは報告する必要があるが、多くの団体がそれらを十分に理解しておらず、また、遵守もしていない。 (行財政局)</p>	<p>従来から指定管理業務及び自主事業に係る経費を区分経理するよう指導してきたが、指定管理者制度運用指針運用マニュアルに、区分経理する旨改めて明記した。なお、必要に応じ、より詳細な部門別収支を報告させるなど、管理運営の実態把握に努めるよう、あわせて各局に通知した。</p> <p>また、外郭団体の会計処理にあたっては、現在の基準に基づいた処理がなされているものと考えているが、指摘の内容は、今後、公益法人に移行する団体にとって重要な視点であることから、指摘の趣旨を所管の外郭団体にも周知するよう、あわせて各局に通知した。</p>	<p>措置済</p>

指 摘 事 項	措 置 内 容	措置状況
<p>〔指摘-7〕指定管理者が市へ提出した実績報告書上、精算方式を採用していない施設で、実際には収支差額が生じているが、収支差額がゼロとなるよう間接費を調整して計上し、調整後の収支差額ゼロの収支状況を報告している例が散見された。市は指定管理者に対し、間接費の配賦計算の基準を明確にするよう指導・監督すべきである。 (行財政局)</p>	<p>指定管理者制度運用指針運用マニュアルを改正し、本社経費等の間接費については、当初の提案等に基づき、可能な限り配賦計算基準を明確にした上で収支の報告を求め、間接費を調整して収支差額をゼロとして報告することがないよう、各局に通知した。</p>	措置済
<p>各施設に関する指摘事項</p> <p>〔指摘-8〕青少年会館ロビー利用者数は参考情報であり、利用者数からは除外すべきである。 (市民参画推進局)</p>	<p>ロビー利用者も含めた人数が施設の利用者数であると考えている。 なお、指定管理者による管理運営の評価に際しては、ロビー利用者を含めた利用者数及び除いた利用者数を記載しており、今後も同様に取り扱いたい。</p>	措置方針等
<p>〔指摘-9〕青少年会館の予約受付方法は改善すべき点がある。 (市民参画推進局)</p>	<p>神戸市青少年会館条例第1条では、青少年の健全な育成及び青少年活動の促進を図ることを青少年会館の設置目的としている。一般団体の利用については、施設の有効利用を図る観点から実施しているが、施設の設置目的に沿った利用を優先するために、利用申請開始日に差異を設けることは差し支えないものと考えている。</p>	措置方針等
<p>〔指摘-10〕施設の利用者数のカウント方法は一定のルールを定めることによって精度を高めるべきである。 (市民参画推進局)</p>	<p>勤労会館・勤労市民センターの利用者数については、これまでは施設利用者が事前に使用申込書に記載する人数により集計していたが、再度窓口にて確認する方法により、実利用者数でカウントするよう変更することとした。</p>	措置済
<p>〔指摘-11〕施設の利用料金収入の処理方法につき、一定のルールを定め正確性を高めるべきである。 (市民参画推進局) (注)事例は、神戸市勤労会館(本館)</p>	<p>利用年度の前年度に収納された前受け料金については、従前より利用年度の収入として反映されるように年度間の振替処理を行っている。利用年度の翌年度に収納された料金については、未収金処理を確実に</p>	措置済

指 摘 事 項	措 置 内 容	措置状況
	<p>に行い、正確な会計年度の料金集計を行う。</p>	
<p>〔指摘-12〕 指定管理を受託した団体は、自主事業を含めた全体の収支と受託事業及び自主事業の単独収支を団体の決算書との整合性を保持しつつ、明瞭開示に努めるべきである。 (市民参画推進局) (注)事例は、神戸市勤労会館（本館）</p>	<p>新会計基準（「公益法人会計基準運用指針」）に基づいた区分経理については、平成24年度当初に公益法人財団への移行を目指して現在準備を進めているところであり、その中で対応することとしている。</p>	<p>措置方針等</p>
<p>〔指摘-13〕 神戸市ものづくり復興工場の使用料等について多額の未収金が発生しており、市の債権管理が甘かったのではないかと。（産業振興局）</p>	<p>ものづくり復興工場は、「市内の被災中小製造業の方々の復興」という趣旨のもと建設したもので、可能な限り操業を続けられるよう、誓約書の提出や分割納付などねばり強く使用料滞納の解消のための交渉をしてきた。 一方で、退去後も交渉に応じないなど悪質な場合には、支払督促の申し立てなど法的措置を講じてきた。 今後も、企業の実態に応じた個別具体のきめ細やかな対応を行う。</p>	<p>措置方針等</p>
<p>〔指摘-14〕 指定管理者の選定手続に疑義がある。 (産業振興局) (注)事例は、神戸市ものづくり復興工場</p>	<p>当時の指定管理者の選定は、提案書類の枚数超過の取り扱いも含め、選定委員会で議論した結果である。 今後の枚数超過に対する取り扱いについては、公募時の要領等で具体的に明記する。</p>	<p>措置済</p>
<p>〔指摘-15〕 FFPファミリークラブ会員制度は、実質的に無料入場者を増やすことになっているのではないかと。（産業振興局） (注)FFP：フルーツ・フラワーパーク</p>	<p>指定管理者である株式会社神戸ワインが、リピーター確保という営業戦略として行っているものであるが、本制度の運用については、今後の検討課題と考えている。</p>	<p>措置方針等</p>
<p>〔指摘-16〕 国際展示場3号館は、市が建設し公の施設として指定管理者を公募するべきであった。 (産業振興局)</p>	<p>3号館を建設した当時は、コンベンション誘致の都市間競争が激化しており、展示会の大型化により展示面積拡張のニーズが高まっていた。 市の極めて厳しい財政状況の制約の中、そのニーズに応えるため、取り得る手法を検討・協議した結</p>	<p>措置方針等</p>

指 摘 事 項	措 置 内 容	措置状況
	果, 観光コンベンション協会が建設したものである。	
<p>〔指摘-17〕市は, 施設別の収支実績報告を入手し, 予算実績比較を施設別に行った上で, 業務の効率化に関する評価を行う必要がある。 (保健福祉局, 建設局)</p> <p>(注)事例は, しあわせの村</p>	<p>平成22年度から, 施設別の収支実績報告を提出させて, 予算実績比較を施設別に行い, 業務の効率化に関する評価を行うこととした。</p>	措置済
<p>〔指摘-18〕全ての施設で, 利用申込書に利用予定者数を記載する欄を設け, 現地確認するなどにより, 可能な限り, 実際利用者数を把握できるようにすべきである。 (保健福祉局, 建設局)</p> <p>(注)事例は, しあわせの村</p>	<p>利用予定者数の記載欄を設けていなかった2施設についても, 直ちに記載欄を設けて, 予約受付時に利用予定者数を確認するようにした。また, 可能な限り, 実利用者数を確認するようにした。</p>	措置済
<p>〔指摘-19〕毎日, 夜間に管理人を配置する現行の管理体制は再考すべきである。 (消防局)</p> <p>(注)事例は, 神戸市防災コミュニティセンター</p>	<p>夜間の管理人の業務としては, 利用者への対応のほか, 申し込みや問い合わせへの電話対応, 申し込み者による事前の会場下見などの対応も行っており, 加えて, 当日の申し込みであっても施設使用が可能であるため, 施設の管理上, 少なくとも1名は常駐していることが必要と考える。</p> <p>現行の指定管理者による施設の管理体制は, 開館時間中, 事務所に人員1名を配置しているだけであり, これ以上効率化することはできないと考えられる。</p> <p>今後についても, より多くの市民の皆様にご施設をご利用いただけるよう, 夜間使用を含めた施設利用についての広報を今以上に積極的に行い, 利用率の向上に努め, 効率的な施設運営が行えるよう, 指定管理者と協議を行った。</p>	措置済
<p>〔指摘-20〕南ゲート料金所から規定料金を支払わずとも入園出来る状況が常態化し, 合理性に疑問が残る計算方法により入園者数を推計していることから, 指定管理者が料金収入を適切に徴収し, 正確かつ網羅的に市へ納付しているか否かを事後的に検証することが出来ない。 (建設局)</p> <p>(注)事例は, 布引ハーブ園</p>	<p>改修後のリニューアルオープンにあわせ, ハーブ園山頂駅周辺と風の丘周辺を有料区域に追加し, 山麓・山頂駅で入園料とロープウェイ運賃を一体徴収することで, 指定管理者が料金収入を適切に徴収し, 適正に市へ納付できるよう対応した。</p>	措置済

指 摘 事 項	措 置 内 容	措置状況
<p>〔指摘-21〕 指定管理者が、市へ誤った金額の料金収入を納付し、報告している。（建設局） (注) 事例は、北神戸田園スポーツ公園</p>	<p>複数人による内部チェックの強化等を図り、今後同様の事例が起らないよう指導した。</p>	<p>措置済</p>
<p>〔指摘-22〕 市営住宅の運営管理に最も優れた内容の提案をしているにも関わらず、「一地域で優先交渉権者となった」という理由のみでその業者を排除し次点以下の業者から選定する方法は、公平性・効率性の観点から疑問が残る。 (都市計画総局) (注) 申請区域を、東灘・灘・中央／兵庫・長田／北・須磨／垂水・西／シティハイツに分け、応募者の多い地域（同数の場合は東の地域）から順に選定し、ある地域で優先交渉権者となると以降の地域では選定対象から除外。</p>	<p>次期指定管理者の選定にあたっては、毎年度開催する外部の有識者からなる指定管理者候補者選定委員会において、検証を行うとともに、公募に際しては、選定方法における公平性・効率性の観点からさらなる改善について検討を行い、選定方法を決定する。</p>	<p>措置方針等</p>